

受付番号201611170000382996で以下のパブリックコメントを提出している。

\*\*\*\*\*

審査書案18ページ、19ページ、3. 震源を特定せず策定する地震動、『(1)地震規模がモーメントマグニチュード(以下「Mw」という。)6.5以上の地震については、2008年岩手・宮城内陸地震と2000年鳥取県西部地震を検討対象とした。・・・規制委員会は、審査の過程において、震源を特定せず策定する地震動の評価で収集対象となる内陸地殻内の地震の例として地震ガイドに示している16地震について観測記録等を収集していなかったことから、これらすべての地震について観測記録等の分析・評価を実施することを求めた。・・・これに対して、申請者は、2000年鳥取県西部地震の観測記録を収集し、その地震動レベル及び地盤特性を評価し、震源近傍の観測記録を「震源を特定せず策定する地震動」として採用した。また、2004年北海道留萌支庁南部地震については、佐藤ほか(2013)で推定された基盤地震動に不確かさを考慮した地震動を、「震源を特定せず策定する地震動」として採用した。』について。

日本列島には海洋プレートの移動エネルギーによって日本列島プレートの岩盤に応力と歪が発生し、蓄積されたエネルギーによって岩盤に働く応力が増大し、岩盤の強度の限界を超えると、最も弱い岩盤を起点に破壊が起こり、その時岩盤に蓄積されていたエネルギーが大振動エネルギーとなって、大地震動がひきおこされると思われる。活断層が大エネルギーを持っているのではなく、活断層は一番弱い岩盤が過去に割れてできたものという事だと思われる。大地震が起きて、周辺の歪エネルギーが少なくなっても、又歪エネルギーが溜まってくると、一番早く弾ける場所と思われる。

玄海原発の周辺の佐賀県や福岡県の岩盤は、海洋プレートの移動エネルギーの影響を受けにくい位置にあるので、地盤の移動スピードも遅く、歪エネルギーの飽和時間が日本列島の他の地域に比べると長いので、これまで大地震が発生し、活断層ができた場所が少なかったのだと思われる。今日本列島は、2016年10月21日の鳥取県中部地震(M6.6)のように、大きな活断層の観測されていない場所での大地震が増えてきている。

したがって、玄海原発3、4号炉の基準地震動の策定には、震源を特定せず策定する地震動が非常に重要と思われる。

発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム第10回会合は、震源を特定せずに算定する地震動について詳しく審議している。

議事録46ページから「震源を特定せずに算定する地震動について」の詳しい説明が行われている。日本の原発の建設が始まった頃は、基準地震動の算定は「応答スペクトルに基づく地震動評価」の方法で行われていたようだが、地震学の発達や各種の地震特性の測定装置の発達と、測定装置の設置の整備が進んだことにより、基準地震動の算定は、「断層モデルを用いた手法による地震動評価」と「震源を特定せず策定する地震動の評価」が重視されるようになってきたようだ。なお、「震源を特定せず策定する地震動の評価」のほうが、策定が

遅れていて、新規制基準の制定の検討が始まった頃、「震源を特定せず策定する地震動の評価」がまとまり始めたようで、第10回会合に提出された会議資料震10-3「震源を特定せずに算定する地震動について」がまとめの資料だったようだ。この資料は、詳細な説明はあまり無いが、基本的な考えと、方針はかなり明確に記述されている。そして、この会議資料震10-3では、Mw6.5以上の比較用の地震は8ケになっていた。しかし、その後策定された新規制基準のガイドラインでは2008年岩手・宮城内陸地震と2000年鳥取県西部地震の2ケにのみになっており、トータルのMw6.5未満も含む比較地震は22ケから16ケと減少されている。

そして、新規制基準のガイドラインのMw6.5以上の比較用の地震が2ケのみとなったため、玄海原発3、4号炉の震源を特定せず策定する地震動が、620ガルと小さく算定された。このように、意図的に基準地震動を小さく算定した申請書を認定した審査書案は到底認められない。玄海原発3、4号炉の再稼働には反対である。

\*\*\*\*\*

このパブリックコメントで指摘した、「新規制基準でMw6.5以上の比較用の地震は8ケになっていた。しかし、その後策定された新規制基準のガイドラインでは2008年岩手・宮城内陸地震と2000年鳥取県西部地震の2ケにのみになった。」理由の説明が全く行われていないのは不当である。審査書の取り消しを要求する。